

【大学運営・財務】（大学運営に関する方針・財務計画）

愛知大学学則第1条に、「本大学は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、高い教養と専門的職能教育を施し、広く国際的視野をもって人類社会の発展に貢献しうる人材を養成することを目的とする。」と規定している。また、愛知大学短期大学部学則第1条では、「愛知大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法並びに本学の設立趣意書に基づき、専門の学芸を教授研究し、教養を培い、豊かな人間性を涵養することを目的とする。」と規定している。

常に変化する環境に対応しつつ、本学の目的を実現出来る実行力のある管理運営体制、（すなわち法人組織が教学組織を十分に理解し、教学事項が十分に尊重される管理運営体制）を整備することを愛知大学の管理運営方針とする。なお、方針を具体的に推進するために、中・長期計画として基本構想を策定し、学内外に周知・公表する。

1. 大学運営

本学の目的及び中・長期計画である基本構想の実現に向けて、具体的な事業計画を確実・迅速に実行できる管理運営に努めるとともに教学の改革を推進する教学マネジメント体制の強化を図ることを大学運営の方針とする。

2. 財務

（1）収入増加策、収支計画

1. 経常費補助金、各種補助金を積極的に獲得する。
2. 寄付金制度の充実策を検討すると共に寄付者の節税環境の整備に努める。
3. 安定的な収入を確保すると共に、収入源の多様化を図り、経常収支差額比率 5%以上を実現する。
4. 中・長期的な財政計画を立案する。

（2）支出の合理的な配分

1. 人件費、教育研究経費、管理経費の配分バランスを維持し、財政3指標の目標（教育研究経費比率 35%以上、人件費比率 50%以下、経常収支差額比率 5%以上）を達成する。
2. 大学全体の教職員数の在り方、教職員の枠組みや構成等の見直しの検討を行う。
3. 教育研究経費（減価償却を除く）は優先的に配分していくと共に教育研究経費比率（決算ベース）を 35%以上に維持することに努める。
4. 借入金の契約返済分を確実に返済し、財務健全化を図る。
5. 学長裁量経費、特別重点研究等の制度充実により、教育研究水準の維持・向上に努める。

（3）資金積立および運用

1. 新学部設置等の教学組織再編や設備整備等の将来計画を見据え、計画的に資金を積み立て、教育研究活動を安定して遂行するための財政基盤を充実させる。
2. 安全性を重視し、資金運用管理基準見直しの必要性を検討しつつ、確実な資金運用を計画的に行う。

（4）AUSの活用

1. 子会社AUSと協力し、AUSの事業展開により大学の業務負担をさらに減らす可能性や、AUSの新たな利益獲得の機会を追求する。
2. 業務委託等の判断について、大学・AUS双方に便益をもたらし、子会社AUSからの寄付金収入が最大となるよう、留意する。

以 上